

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、平成19年8月7日県営経営
体育成基盤整備事業綾南南部地区（第3工区）に係る換地処分をした。

平成19年8月24日

香川県知事 真 鍋 武 紀